相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市緑区町屋四丁目三五一〇番地一一、最後の住所神奈川県相模原市城山町町屋四丁目二一番二一号
被相続人　亡　前田　晴彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
神奈川県相模原市中央区中央三丁目一四番一二号　山久第一ビル七階　弁護士法人谷口綜合法律事務所市役所前事務所
相続財産管理人　弁護士　谷口　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所愛知県半田市船入町一三番地　被相続人　亡　立石　マキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
愛知県半田市昭和町一丁目三五番地半田名鉄南館ビル三階
相続財産管理人　弁護士　榊原顕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町江井島七五八番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町江井島七五八番地の二　被相続人　亡　西海　至

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　フローラ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙本　直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区庭代台二丁一〇番地、最後の住所奈良市鶴舞西町二番二六号レピックス学園前二〇六号　被相続人　亡　村上　信正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階
ならまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮坂　光行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県浅口市鴨方町益坂三一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田村　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
岡山県浅口市鴨方町六条院西三四〇六番地
相続財産管理人　大郷　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市長迫町八七番地、最後の住所広島市西区横川新町一五番一―二〇二号　被相続人　亡　藤本　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
事務所　広島市中区上八丁堀八番二〇号　井上ビル三階
相続財産管理人　弁護士　野田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区堀川町二一番地、最後の住所広島市安芸区畑賀二丁目二三番三五号　被相続人　亡　庄　賢次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
広島市西区己斐本町三丁目九番四―一号、事務所広島市中区基町五番四四号広島商工会議所ビル八階
相続財産管理人　司法書士　橋口　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区九品寺五丁目一五番、最後の住所熊本県宇城市三角町戸馳一〇一八番地二　被相続人　亡　吉川　壽郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日
事務所熊本市中央区花畑町一番一号　三井生命熊本ビル七階　アステル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮﨑　耕平

無縁墳墓等改葬公告

当寺院では無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年五月三十日
一、墳墓等所在地　宮城県石巻市吉野町一丁目一四番地
二、墳墓等の名称　慈恩院内墓地
三、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　氏名　大坊太郎、大坊スイ、奥村陽一、奥村はつね、鈴木敏子、鈴木繁子
四、改葬を行おうとする者　宮城県石巻市吉野町一丁目三番一五号　宗教法人慈恩院　住職　櫻井　法昭

無縁墳墓等改葬公告

平成二十八年熊本地震被災による墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年五月三十日
一、墳墓等所在地　熊本市中央区西唐人町三五
一、墳墓等の名称　宗教法人心光寺境内地墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　熊本市中央区西唐人町三五　宗教法人心光寺　住職　多門　誠隆

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日
千葉県千葉市中央区栄町三六番一〇号　Y S千葉中央ビル二階
千葉県機械金属厚生年金基金
代表清算人　小林　秀幸

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月三十日
東京都港区芝公園四丁目一番四号
日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
藤井　孝俊

第39期決算公告

平成28年5月30日
新潟県上越市頸城区西福島28番地1
Shin-Etsu 直江津産業株式会社
代表取締役社長　梅澤　宏

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	991,153
	固定資産	55,914
	合計	1,047,067
負債及び純資産の部	流動負債	371,711
	固定負債	69,572
	株主資本	351,889
	資本金	30,000
	利益剰余金	575,784
	その他利益剰余金	575,784
	（うち当期純利益）	(43,642)
	合計	1,047,067